論文

黒アフリカにおける移動労働制度

——植民地的賃労働に関する一考察——

伊部正之

一　はじめに
二　移動労働制度の成立要因
三　移動労働制度の実態
四　アフリカ人労働者の状態
五　アフリカ諸国の「独立」と移動労働制度

一　はじめに

アフリカは、かつては奴隷の供給源として、ヨーロッパ資本主義の本源的蓄積にとって基本的な役割を果してきた。[1] 一五世紀から一九世紀にかけて、アフリカが奴隷貿易によって失った人的損失は、五千万人を越えると見られている。[2] これによってアフリカは、人口の相対的な減少にとどまらず絶対的な減少さえも生じ、[3] また一二～一三世紀にはヨーロッパよりも高い発展段階にあったとさえ見られたアフリカ社会は、その発展を阻止され、後退さえも生ずる結果となった。[4]

イギリスにはじまる産業革命と産業資本主義の確立は、奴隷制の廃止をもたらしたが、一九世紀の後半、独占資本主義段階への移行とともに、アフリカは、ヨーロッパ資本主義列強の帝国主義的進出の対象として、新たな意義を付与されるにいたった。かくしてアフリカは列強によって領土的に分割され、[5] アフリカに進出したヨーロッパ人は、かつての略奪的商業活動とは別に、新たにプランテーションの経営や鉱山の開発にのりだした。さらにそれに関連して鉄道建設や各種の補助的産業も開始された。商品輸出にもまして資本輸出が重要な意義をもつ時代になったのである。

しかし、資本輸出が意味をもち、資本主義的生産が可能になるためには、他人のために働く以外に自らを養うことのできない人たちの存在を必要とする。[6] すなわち、アフリカ人を収奪し、賃労働者化することが必要であった。さらにその過程は、アフリカがおおむね栽培植民地であるという条件のもとで行なわれねばならなかったので、新たな民族矛盾、階級矛盾が形成されざるをえないことに留意されねばならなかった。

このような条件にあっては、一方では、アフリカ人を収奪しながらも、その完全な無産化、プロレタリア化を阻止したままでヨーロッパ人資本に従属させること、そのことによって他方では、アフリカ社会の部族共同体的諸関係を[8]温存し、それを政治的、経済的に利用することが要求されたのである。こうして、アフリカ人からの土地収奪とともに、原住民指定地（native reserve）の設定が行なわれ、アフリカ人をプランテーションや鉱山などの労働者として働かせるための種々の手段が講じられることになった。そしてこの土地収奪と賃労働者創出のための措置は、ヨーロッパ人の入植の規模の大きいところほど強力に展開された。かくしてアフリカにおいても、部分的にではあるが、資本主義的生産関係の発展が見られ、それが漸時拡大されて行くことは明らかであった。

とはいえ、アフリカにおける資本・賃労働関係の発生（たとえそれがヨーロッパ資本主義によって移植されたものであるにせよ）以来すでに半世紀以上を経過した今日においても、現在すでに一五〇〇万人[9]に達すると見られるアフリカ人賃労働者の主要な存在形態が、いわゆる移動労働者（migratory labourer）としてのそれであるということが一つの特徴になっている。すなわち、移動労働制度（migratory labour system）がアフリカにおける賃労働の主要な形態になっているのである。[10]

そしてこの移動労働制度こそは、進出したヨーロッパ人資本がアフリカにおいて考慮すべき諸条件にもっともふさわしい雇用制度だったのである。すなわちそれは、農村居住地または原住民指定地の部族共同体的諸関係のなかに家族をともなう生活の場をもつアフリカ人成人男子が、単身でヨーロッパ人の農園、鉱山、工場などに賃労働者として働きに行き、普通は半年ないし一年で強制的に解雇され、家郷に帰還させられるような雇用制度である。アフリカ人成人男子は、経済的・経済外的強制によって、家郷と不特定の雇用地との間をたえず往復するのである。したがって

移動労働は、単なる出稼ぎ労働ともニューアンスを異にするし、また家族をともなった域外移住による移民労働とも異なるものである。

ところで、このような賃労働の形態は、たしかにアフリカに限られたことではないし、類似の形態は資本主義的生産の萌芽期にはどこにも存在した。またアフリカにおいては、南アフリカ共和国の例外[11]を除いて、いまだに資本主義的生産様式が確立しているとはいいがたいので、移動労働の一般的存在はその意味で当然といえる。しかし、ほかならぬ南ア共和国において、この移動労働制度がもっとも大規模に展開されているのである。[12] したがって、このことは、アフリカにおける移動労働制度の広範な存在が、単にそこにおける資本主義的生産の発展の程度にのみ起因するのではない、ということを示している。すなわち、すでに示唆したように、アフリカにたいするヨーロッパ人資本の進出の過程で形成された移動労働制度は、いまだに帝国主義の支配を脱しきっていない現在のアフリカにおいて、その支配機構の一環として今なお機能していることを示している。

かくして、移動労働制度は、基本的には植民地的賃労働制度として、今日のアフリカを解明するうえでの一つの重要な論点であるといえよう。そこで以下では、こうした移動労働制度の成立要因、その実態、今日的意義について考察するものである。

（1）「アメリカの金鉱産地の発見、原住民の掃滅と奴隷化と鉱山への埋没、東インドの征服と略奪との開始、アフリカの商業的黒人狩猟場への転化、これらのできごとは資本主義的生産の時代の曙光を特徴づけている。このような……過程が本源的蓄積の主要契機なのである。」（マルクス『資本論』第一部七七九（原）ページ）

「一六世紀ヨーロッパの限られた人口をもってしては、新世界における砂糖、タバコ、綿花という主要商品作物の栽培に

要する自由民労働者を、大規模生産を行なうに足るほど十分に供給することは不可能だった。奴隷制は、まさしくこのために必要となったのである。ヨーロッパ人は、奴隷入手源をまず先住民に、ついでアフリカに求めた。」(Eric Williams, Capitalism and Slavery, 1944 (中山毅訳『資本主義と奴隷制』理論社、一九六八年) 邦訳一四ページ)

(2) Jean Suret-Canale, Afrique Noire, Géographie-Civilisations-Histoire, 1963 (野沢協訳『黒アフリカ史——その地理・文化・歴史』理論社、一九六四年) 邦訳一七一～一七二ページ、
Basil Davidson, Black Mother, 1961 (内山敏訳『ブラック・マザー』理論社、一九六三年) 邦訳八八～八九ページ、
世界経済調査会『アフリカの研究』一九六一年、四八ページ、
西野照太郎『鎖を断つアフリカ』(岩波新書、一九五四年) 五～一三ページ、
宍戸寛『アフリカ』(現代教養文庫、一九六一年) 六六～六九ページ。

(3) 「一六五〇年のアフリカ大陸の人口は約一億人と推定されていて、これは当時の世界総人口の一八%に当っていたといわれるが、それが一八五〇年には九五〇〇万人で世界人口の八%にすぎなくなった」(前掲『アフリカの研究』四七ページ)。さらに『黒アフリカ史』一七三ページ、および B. Davidson, The African Awakening, 1955 (西野照太郎訳『アフリカの目覚め』岩波書店、一九五九年) 邦訳八二～八三ページを参照。

(4) 奴隷貿易がアフリカにもたらした重大な結果については以下を参照。
『黒アフリカ史』一四七ページ以下、
『ブラック・マザー』二五七ページ以下、
西野『鎖を断つアフリカ』九～二四ページ。

(5) アフリカ分割のためのベルリン会議(一八八四～八五年)とその後の事態については、『黒アフリカ史』二二三ページ以下を参照。また大熊真『アフリカ分割史』(岩波新書、一九三九年) を参照。

(6) なぜなら、「ある人が貨幣や生活手段や機械その他の生産手段を所有していても、もしその補足物である賃金労働者、すなわち自分自身を自発的に売ることを余儀なくされている別の人間がいなければ、この所有はまだその人に資本家の刻印を押すものではない」（マルクス『資本論』第一部七九三（原）ページ）からである。そして「生産手段も、生活手段も、直接的生産者の所有物としては、資本ではない」のであり、「それが資本になるのは、ただそれが同時に労働者の搾取・支配手段として役立つような諸条件があるときだけである」（同前、七九四（原）ページ）。すなわち、アフリカ人を収奪し、賃労働者化することは、帝国主義的進出の必要条件なのである。

(7) 処女地開拓を内容とする入植植民地とはちがって、栽培植民地では、先住住民への圧迫、支配を必然化し、そこに民族矛盾を第一義的なものとして形成する条件があり、さらに被支配民族内の階級矛盾ともからんで、社会関係は複雑化する。アフリカはおおむね栽培植民地であるが、南アフリカについてはヨーロッパ人の入植植民地という性格ももっていた（それは独自の白人社会の成立にも示される）。しかし、そうした性格も相対的、経過的なものにすぎなくなっている。なぜなら南アにおける被支配集団としての非白人は人口の八割を占めているのである。

(8) 部族（tribe）という概念には、種族、民族体（亜民族）、およびその両方をさす場合の三通りがある。種族とは血縁集団たる氏族が兄弟関係を通じて拡大された血縁共同体であり、およそ原始共産制のもとでの無階級社会に属する。民族体（亜民族）は、血縁集団たる種族共同体が地縁集団に発展して地縁共同体となったものであるが、民族ほどに共同体としての堅固さをもたず、言語、地域、経済生活、文化と心理状態の共通性といった民族を特徴づける要素を十分にそなえてはいない。民族体は資本主義以前の階級社会、すなわち奴隷制、封建制の社会に照応する。ここでの用語法はもっとも広義のものである。なお『植民地の独立』（岩波講座『現代』第四巻、一九六三年）二〇三ページを参照。

アフリカにあっては、種族に相当する集団と、それを包含した部族の集団とが錯綜している。大きな部族（スールー族など）は数百万人を擁している。またアフリカの部族社会では一般に土地の私有は存在しなかった。アフリカにおける部族社

会について、よりくわしくは以下を参照。
シュレ＝カナール『黒アフリカ史』第二章「人間」、
Denise Paulme, Les Civilisations Africaines,（川田順造訳『アフリカの民族と文化』白水社、一九六一年）、
Jomo Kenyatta, Facing Mount Kenya, 6th ed., 1959（野間寛二郎訳『ケニヤ山のふもと』理論社、一九六二年）。

(9) Jack Woddis, Africa-The Roots of Revolt, 1960, p. 116（アジア・アフリカ研究所訳『アフリカ――叛乱の根源』法政大学出版局、一九六三年、七五ページ）で行なっている（サハラ以南のアフリカに関する）賃労働者総数の推定では、一〇〇〇～一二〇〇万人となっている。そこで時間的経過も考えて、便宜的に一五〇〇万人という数を示したが、いずれにせよこれらには確たる証明手段はない。

(10) 「アフリカ人労働人口の大多数にとって共通な基本的特徴は、専門化されていないことである。そしてそれが専門技術の低水準および高度の職業的不安定の一因をなしている。この人口は便宜上次の三つのグループに分けられる。(1)伝統的な農業経済内で常雇いとなっている者、(2)伝統的な農業経済から永久的に分離されている者、(3)農村地域に住んでいるがアフリカ人農業外で一時的に雇われている者。移動性はこれら三つのカテゴリーに共通な特色である。」（U. N., Economic Survey of Africa since 1950, 1959（日本国際問題研究所訳・刊『アフリカ経済概観』一九六〇年）邦訳（上）二二ページ）この三つのカテゴリーのうち、(1)は小作農または農業労働者、(2)は都市化して脱部族化した各種の労働者、(3)は本来の移動労働者である。

(11) 南アフリカの資本主義的発展については、西野照太郎「アフリカにおける資本主義」（『現代資本主義講座、第六巻、戦後資本主義の実態』所収、東洋経済新報社、一九五九年）を参照。南アは本源的蓄積を行なったアフリカにおける唯一の国である。なおさらに D. Hobert Houghton, The South African Economy, 1964 も参照。

(12) D. H. Houghton, ibid., chap. 4 およびP・ダルトワ「南アフリカ連邦への鉱山労働力移動」（東京経済大学『産業貿易――黒アフリカにおける移動労働制度――

研究』第一四号所収）など参照。

二　移動労働制度の成立要因

一九世紀の末、アフリカに新たに進出したヨーロッパ人は、まず自らのための広大な農用地と鉱物地帯の確保を必要とし、また彼らのために働く労働者の確保を必要とした。そのため彼らは、部族共同体的自給経済をいとなむアフリカ人先住民を収奪し、それを基礎にしてアフリカ人を極低賃金の労働者として引出す諸方策を追求した。かくして、土地収奪、現金課税による賃労働の強制、強制労働が、こうしたヨーロッパ人の土地要求と低廉労働力要求を同時的に満たす手段として実行された。これらは、アフリカがおかれていた諸条件のなかで、直接間接に移動労働という形態の賃労働を広範に生み出すことになったのである。

(1)　土地収奪と自給経済の破壊

一九世紀末からの、ヨーロッパ帝国主義列強によるアフリカ分割闘争が展開されて以来、侵入するヨーロッパ人の第一の目標は、アフリカ人からの土地収奪であった。

現在、ヨーロッパ人によって留保されている土地の割合は、南アフリカ共和国では全国土の八九%、スワジランド六二%、南ローデシア四九%、コンゴ（旧ベルギー領）、ケニア各九%、マラウイ（ニアサランド）、ガーナ、南西アフリカ各五%、ザンビア（北ローデシア）三%などとなっている。[1] しかしこれらの地域における人種別人口の割合（第一表参照）[2] を考えると、この土地占拠率がいかに大きいかがわかろう。しかもヨーロッパ人の占める土地が農耕に適した土地や鉱物資源のある土地であるのにたいし、アフリカ人に残された土地は、乾燥地や湿地帯などの不良地

第1表　国別にみた人種別人口

国名	年	合計 (1,000人)	比較 (%) アフリカ人	ヨーロッパ人	インド人	その他
南アフリカ	1960	15,841	68.2	19.4	3.0	9.4
中央アフリカ連邦	1956	7,489	96.3	3.3	…	0.4
南ローデシア	1956	2,730	93.0	6.5	…	0.5
北ローデシア	1956	2,172	96.7	3.0	…	0.3
ニアサランド	1956	2,587	99.3	0.3	…	0.4
ケニア	1959	6,450	95.7	1,0	2.6	0.7
タンガニーカ	1959	9,076	98.5	0.2	0.9	0.4
ウガンダ	1959	6,536	98.7	0.2	1.0	0.1
アンゴラ	1955	4,362	96.8	2.5	…	0.7
モザンビーク	1950	5,733	98.5	0.8	0.2	0.5

出所：藤田弘二編『アフリカ経済の諸問題』アジア経済研究所，1964年，290ページ。
なお国連資料『アフリカ経済概観』（上）5～6ページも参照。

あるいは辺境地が多いこともいわば当然である。したがって、可耕地に占めるヨーロッパ人占有地の割合はさらに一層大きくなり、耕地面積あたりの人種別人口密度にも著しい差が生ずるであろう。

たとえばケニアでは、二〇世紀初頭から、ヨーロッパ人の入植と同時に土地収奪がはじまり、一九二一年の王室直轄地令や一九三九年の立法評議会令によって、白人の農耕と生活に好適なケニア高地（白人高地）四五〇万ヘクタールがヨーロッパ人占有地となり、大規模なプランテーション経営が行なわれてきた。かくして人口の一%（六万人）にすぎないヨーロッパ人が最良地の三〇%を占有し、わずかに約七千人の白人農業従事者が全耕作面積の二四%を占めることになった。その一方では五百万人をこえるアフリカ人が劣悪地に追いやられ、キクユ族などのすぐれた農耕技術も破壊される結果となった。(3)

南ローデシアでは、一九世紀末からセシル・ローズ(Secil Rhodes)の南アフリカ特許会社（一八八九年設

立）による経営が始められたが、一八九一年のマタベリランド（南ローデシア南部）遠征の後、一八九四年には、この遠征に参加した白人義勇兵にたいし、それぞれ六千エーカーの土地[4]が与えられ、その結果この年の中葉までには、マタベリランドの優良地のすべてが特許会社と白人のものとなった。それはマタベリランドの原住民が一挙に土地の九五%を奪われたことを意味した。[5] 南ローデシアが一九二三年にイギリス自治領となって後、一九三〇年に成立し四一年に修正された南ローデシア土地割当法（Southern Rhodesian Land Apportionment Act）によって、アフリカ人には六三、〇〇〇平方マイル、ヨーロッパ人には七五、〇〇〇平方マイルが割当てられた。また一九五一年の土地耕作法（Land Husbandry Act）は、アフリカ人の耕作地を一戸あたり八エーカーに引下げた。こうしたことの結果として、現在三百万人をこえるアフリカ人のうち、自らの土地をもちうるものは、わずか三〇万人ほどにしかすぎなくなっている。[6]

南アフリカでも、一七世紀中葉の白人入植以来、土地と牛をめぐる白人とアフリカ人との争いが絶えなかったが、[7] ここでは白人の相対的、絶対的な数が他地域に比べて非常に大きかっただけに、アフリカ人からの土地収奪も一層はげしかった。元来南アフリカは入植植民地の性格ももっていたから、一九世紀後半以前から、白人の進出＝土地占拠（農場開拓）＝原住民追放（または農奴化）が進行していた。そして一九世紀後半には、羊毛のほか、ヨーロッパ向け輸出用農産物（サトウキビ、コーヒー、綿花など）のプランテーション経営が拡がり、またダイヤモンドや金鉱の発見による鉱山業の発展によって、アフリカ人からの土地収奪と原住民指定地の設定が強められた。これには、いわゆるフロンティアの消滅とそれによる白人所有地の細分化傾向への対応という意味もあった。[8]

南アフリカ連邦成立（一九一〇年）の後、南アの資本主義的発展の過程における原住民政策の一環として、土地収

奪政策は一層強化された。一九一三年の原住民土地法（Native Land Act）は、全人口の三分の二を占めるアフリカ人を全土の七・三%にすぎない原住民指定地に押し込めることを規定した。[9] しかしその後のアフリカ人の急速な人口増加によって、一九三六年の原住民信託土地法（Native Trust and Land Act）は指定地の面積を全土の一三%にまで拡大することを予定したが、実際には二〇年後においても計画された土地の三分の二しか調達されず、アフリカ人の土地不足は一層深刻になっている。また原住民指定地の半分が不毛地であるというのは、むしろ控え目な評価であろう。[10]

かくして尨大な土地がヨーロッパ人の手に帰したのであるが、しかし、獲得されたヨーロッパ人占有地のうち、実際に耕作されているのはせいぜい五%程度にしかすぎないのである。[11] したがって、土地収奪の目的は、単にヨーロッパ人のための農用地（や鉱物資源）の獲得だけにあるのではないのである。

第一に、それは、ヨーロッパ人農場経営者にたいするアフリカ人農民からの競争を排除し、彼らの独占的な農業経営を保護することである。

第二に、アフリカ人を狭くて条件の悪い指定地に追い込むことで、彼らの自給経済を破壊し、彼らがヨーロッパ人のために働きに出ざるをえなくすることである。そしてこの点は、ヨーロッパ人の経済活動が拡大されるにつれて一層重要になった。

そのために、ヨーロッパ人政府は、原住民指定地を鉄道から離れた地域に設定したり、農産物買上げ価格に差をつけたり、特定農作物の栽培（サイザル麻など）を白人にのみ許可したり、市場占拠率や栽培面積を制限したり、高額の栽培許可料を課すなどして、アフリカ人農業を圧迫した。また灌漑施設や道路建設についても不平等の原則がつら

ぬかれた。[12] こうした措置は、自給経済を困難にされたアフリカ人が、ひきあう価格での商品作物の栽培によって活路を見出すことを困難にし、結局は低賃金でヨーロッパ人のために働きに出ることを余儀なくさせるものであった。要するに「アフリカにおけるヨーロッパ人の土地政策の主要なねらいは、ヨーロッパ人の鉱山、農場のために低賃金労働を確保することにある」[13]のである。

土地収奪の強化の結果、原住民指定地は、人口過剰と過剰耕作、過剰放牧によって土地の荒廃をきたし、そのことが指定地外での賃労働を不可欠にしたが、一方で現金収入をもとめる基幹労働力の流出は、逆に指定地での農耕、牧畜を衰退させ、それがまた指定地外での現金収入への依存を強めるという悪循環を生んだ。こうして、ヨーロッパ人による土地支配は、必然的にアフリカ人を賃労働にかりたてる重要な要因となったのである。

しかもこうして必然化された賃労働は、背後における原住民指定地とそこでの部族共同体的諸関係の存在を前提としている。したがって、ここから生み出される賃労働者は、一面ではきわめて農民的であり、階級的にもきわめてあいまいなものにならざるをえないのである。このことは原住民指定地の発展しなかった西アフリカもふくめて、全大陸的な特徴といえよう。[14]

(1) Lord Hailey, An African Survey, Revised ed., 1956, p. 68ff.

(2) アフリカにおいてヨーロッパ人の人口比率が一%をこえるのは例外的である。

(3) J. Woddis, Africa, p. 4（邦訳四ページ）、ケニヤッタ『ケニヤ山のふもと』二六二～二六八ページ、John Gunther, Inside Africa, 1956（土屋哲訳『アフリカの内幕』みすず書房、一九五六年）邦訳Ⅰ二三八～二四一パー

ジ、二六四ページ以下、

V・ピンイ「アフリカの政治における土地問題」（アジア・アフリカ研究所訳編『現代アフリカの政治と経済』所収、国際日本協会、一九六二年）一九五ページ、

西野照太郎『鎖を断つアフリカ』一二二～一三一ページ、

宍戸寛『アフリカ』一二〇～一三六ページ、

『植民地の独立』（岩波講座『現代』第四巻）二〇一～二〇三ページ。

こうした歴史的背景のうえに、一九五二年に「マウマウ団」事件が発生し、また白人プランターの反抗もあってケニアの独立がおくれた。

(4) 六千エーカー（約二、四〇〇ヘクタール）は農場一単位の標準面積とされていた。

(5) 鈴木正四『セシル・ローズ――帝国主義者・植民地主義者の典型』（誠文堂新光社、一九六〇年）一九一ページ。

(6) J. Woddis, op. cit., pp. 6-7（邦訳八～九ページ）。

(7) これはしばしば戦争（白人によるアフリカ人討伐戦争）に発展し、南アフリカ史上「カフィル戦争（Caffir War）」と呼ばれるものが、一八世紀中葉から一世紀にわたって前後九回発生した。

(8) 南アフリカにおける土地収奪、原住民支配の歴史については、E. S. Sachs, The Anatomy of Apartheid, 1965, chap. II など参照。

(9) Ibid., p. 84.

(10) これは政府機関による評価である（Ibid., p. 79）。

さらに第二次世界大戦後の民族解放運動の急激な発展、全般的危機の一層の深まりのなかで、南アでは「バンツスタン（Bantustans）」計画が実行に移されている。これは、原住民指定地を部族別に八単位、全土の一三%に再編成しようとす

るものであり、それと同時に、白人地域に残る数百の「黒いシミ」（アフリカ人保有地）の一掃をも目指すものである。

(11) J. Woddis, op. cit., p. 8（邦訳一二ページ）、
V・ピレイ、前掲論文、一九八～一九九ページ。

(12) J. Woddis, op. cit., p. 10（邦訳一四ページ）、
V・ピレイ、前掲論文、二〇〇～二〇一ページ。

(13) J. Woddis, op. cit., p. 11（邦訳一五ページ）。

(14) 気候条件などから西アフリカではヨーロッパ人の入植が少なかった。ここでも彼らは鉱物資源を独占し、プランテーションを経営したが、大規模な土地収奪はおこらなかった。他方で彼らは、アフリカ人に輸出用農産物（シュロ、カカオ、落花生など）の栽培を強制し、その流通面を介して不等価交換によって搾取した。そしてこれを通じてアフリカ人農民の分解が促され、そこから必要な賃労働者が引出されることになった。しかし、部族共同体的諸関係が労働政策の観点から利用されてきたことは、他地域とかわらぬ特徴になっている。

(2) 現金課税

このように、アフリカ人の自給農業の破壊は彼らをして指定地外に生活の糧をもとめさせるうえで重要であったが、アフリカ人を賃労働に従わせるという点では、さらに彼らにたいして直接的な現金の必要を強いることが一層有効であった。すなわち、「ヨーロッパの支配者たちがアフリカ人民に押しつけた人頭税（poll tax）制度が、伝統的な自足経済と農村生活を破壊し、そしてアフリカ人をヨーロッパ人所有の鉱山、農園、その他の企業で職を求めて働くように駆りたてるうえで主要な役割を演じてきた」[1]のである。各種の現金課税は、明白にこの目的をもって実施された。

かくして人頭税制度は、一九世紀末から二〇世紀初めにかけて、南アフリカをはじめとして、とくに鉱山業の急速な発展と関連して実施された。[2] すなわち、現実に大量の賃労働者を必要とするようになったのは大鉱山が開発されはじめて以後であり、また「一般的にいって、アフリカ人経済で賃労働が現実に重要な要因になりはじめたのは、彼らに現金税がかけられるようになってからのことである。[3]」

ケープ（南アフリカ）では、一八九四年のグレン・グレー法（Glen Grey Act）によって、一年に四ヵ月以上指定地外で働いたことを証明できないすべての健康な原住民土地なし男子（したがって土地保有権者としての家長はのぞかれる）に年一〇シリングの労働税を課すことになった。[4] また一八九八年にトランスヴァール当局は、小屋税によって金鉱山のためのアフリカ人労働者を確保しようとした。[5]

ケニアでは、世紀交替期から鉄道建設がはじまり、そのために必要な労働者を引き出すべく、アフリカ人にたいして小屋税や人頭税がかけられた。彼らにとって現金とは税金そのものであった。一九〇四年には南ローデシアで人頭税が制定され、一九〇五年には北ローデシアでも小屋税が制定された。タンガニーカでは、ドイツ当局によって一八九七年からアフリカ人にたいする課税がはじまり、第一次世界大戦後にここがイギリスの委任統治領となって後、一九二二年には、小屋税のほか、一六才以上のすべてのアフリカ人男子に人頭税が課せられた。[6]

フランス領植民地では賦役制度が導入されたが、それは労働税の支払方法として実施されたものであった。またベルギー領コンゴでも労働税がかけられたが、一九一〇年以来それは人頭税となった。ポルトガル領植民地でもまた一六～六〇才のすべての成人男子に人頭税が課せられ、この課税をテコとして、ヨーロッパ人の農園や鉱山に必要な労働力の確保がはかられた。[7] イギリス領西アフリカでは、土地収奪とともに、貨幣による人頭税を定めて、アフリカ人

による商品作物の栽培および賃労働への参加を強制した。[8]

現金課税＝賃労働強制には、白人官吏や原住民首長が一役果してきた。[9] すなわち、官吏は税金滞納者にたいして、起訴という脅迫によって賃労働への参加を強いた。また原住民首長や族長は、配下の原住民の徴税に責任を負うことによって、その一定分を手数料として受取ることになっていたが、税収入が予定を下回われば植民地当局から責任を問われるので、彼ら自らが配下に納税のための賃労働を強制することになったのである。[10]

かくして、人頭税制度は、その税収入に目的があるのではなく、賃労働者の確保にこそ第一の目的があった。アフリカ人は税金を支払うために働きに出るか、あるいは税金滞納者として監獄経由でヨーロッパ人のもとに送られるかのいずれかであり、結果は同じことであった。そして、できるだけ多くのアフリカ人を賃労働に引出すためには、現金課税をできるだけ高くして、アフリカ人にとっての現金の必要を大きくする一方、一人にたいして支払う賃金をできるだけおさえて、一人の労働によって負担しうる税金の割合をできるだけ低くすることがはかられたのである。[11]

アフリカのどの地域においても展開された以上のような現金課税とアフリカ人自給農業の破壊の結果、アフリカ人の賃労働者が生み出されていった。しかし、原住民指定地においても、またその近辺においても、賃労働の場が与えられえないのは、指定地の成立過程からしても当然であった。したがって、アフリカ人が農村をすてて挙家移住しないかぎり（それはおおむね許されないことであった）、彼らにとっての賃労働参加とは、成人男子による移動労働でしかありえなかった。

（1）J. Woddis, Africa, p. 84（邦訳七三ページ）。

（2）「アフリカ人にたいする課税は、大体一九世紀末から二〇世紀はじめごろ、とくに南ア連邦におけるダイヤモンドと金の

発見、その他の諸領土における鉱物の発見以後制定された。」（同前同所）

（3） Ibid., p. 49（邦訳七四ページ）。

（4） 鈴木正四『セシル・ローズ』一二四ページ。

（5）・（6）・（7） J. Woddis, op. cit., pp. 49-52（邦訳七四～七八ページ）。

（8） エル・アンクサンドロフスカヤ「イギリスのアフリカ植民地における商品・貨幣関係の発展」（『現代アフリカの政治と経済』所収）一六一ページ。

（9） 原住民首長は、本来は原住民種族の族長であったものが、植民地統治の機構に組込まれ、当局からの若干の手当をうけて原住民統治の末端をになうものである。多くの場合首長は族長と同一人格である。

（10） J. Woddis, op. cit., pp. 55-56（邦訳八四ページ）。
また現金の必要にもとづく賃労働の強制という点では、商人も関与した。すなわち、農村地帯への商品経済の浸透につれて、（白人）商人たちは借金のかさんだアフリカ人にたいする取立て方法として、労働力徴募機関を通じて彼らを鉱山に送り込んだのである。（たとえば、E. S. Sachs, The Anatomy of Apartheid, p. 137）

（11） J. Woddis, op. cit., p. 50（邦訳七五～七六ページ）。

(3) 強制労働

ところで、アフリカ人を賃労働に引出すためには、これまで見てきたような土地収奪や現金課税という方法のほかに、さらにより直接的な労働の強制という方法もとられてきた。

実際アフリカでは、一八六〇年代まで奴隷の積出しが行なわれてきた。そして、一九世紀末から新たに進出したヨーロッパ人は、内陸と海岸の間で諸物資を運ぶための運搬奴隷や、鉄道や道路をつくるための建設奴隷、また鉱山開

発による鉱山奴隷などを利用した。しかしアフリカは、長期の奴隷貿易によって尨大な人的損失をこうむり、新しい労働力需要には応じきれなかった。そのためアジアや西インド諸島から奴隷（労働力）が逆輸入されるという事態も生まれたのである。[1] もちろん、こうして得られた労働力の取扱いが、かつての奴隷そのままであったというわけではない。多くの場合に、現地調達のアフリカ人については現金課税と結びついた若干の賃金が与えられたし、輸入労働者についても一応の賃金と労働条件が与えられてはいた。しかしそれらはきわめて劣悪であり、賃労働というよりはむしろ奴隷労働とさえいいうるものだったのである。[2]

こうした半奴隷的、強制的「賃労働」は、直接にヨーロッパ人の労働力需要に応えるとともに、基幹労働力の流出によってアフリカ人農村社会を衰退させ、成人男子の賃労働参加を一般化させるものであった。そして賃労働が広範に存在するようになった現在でも、強制労働はそれとして存在し、賃労働の条件を劣悪に維持し、賃労働自体に半強制労働的性格をおびさせるテコになっているのである。

アンゴラ（ポルトガル領西アフリカ）では、すべてのアフリカ人男子、すなわち外見上の年齢がほぼ一〇才以上のすべての男子は、調査の前年に六カ月間働いたか、あるいは調査時に働いていることを証明できなければならないことになっている。もし彼がそうして働いていなければ、強制労働に送られることになる。強制労働者を希望する雇用主はこれを総督に申請する。総督は、コントラタド（contratado＝契約労働者）と呼ばれる強制労働者を地方行政官に要求し、地方行政官はそれを地方の首長を通じて徴発する。首長が必要な数の強制労働者を集められなければ、彼自身が検挙されるのである。このようなコントラタドは、公式記録では年間約四〇万人おり、それはアフリカ人成人男子のおよそ三分の一にあたっている。[3]

モザンビーク（ポルトガル領東アフリカ）にはシバロ（shibalo＝新入者）制度という強制労働制度がある。この制度によれば、すべてのアフリカ人について、自分が仕事についているという証拠のないものは、民間企業家のために働くことを申し出ないかぎり、六カ月間は公共事業で働かなければならないことになっている。どこでどのような仕事につくかは地方行政官の決定によっている。そしてシバロはその地方の最低の法定賃金（月に一五～三五シリング）を受取ることになっているが、強制労働期間の終りに、働いた賃金を正当に受けとることはまずないといわれる。[4] こうしたシバロは年間およそ一〇万人が徴発されているが、さらにモザンビークのポルトガル当局は、南アフリカに年間一〇万人、南ローデシアに同じく一万五千人の移動労働者を提供する協定義務を負っている。これは域内の強制労働とも結合した事実上の奴隷輸出であり、ポルトガル当局はここから重要な財政収入を得ているのである。[5]

強制労働という点については、資本主義のもっとも発展した南アフリカのあらゆる産業についてさえいえることである。まずヨーロッパ人農場に住む三百万のアフリカ人は、労働小作人（labour tenant）という農奴として土地に禁縛され、年に九〇日ないし一八〇日の労役義務を地主に負っている。[6] また鉱山で働く五〇万のアフリカ人も、けっして自由意志で契約し労働しているのではない。彼らは鉱山行きにかぎって指定地からの出発が許され、鉱山ではコンパウンド（compound）と呼ばれる収容施設に押込められ、二七〇労働日の就労を強制される。彼らは労働条件などをふくめて鉱山資本の専制のもとにおかれている。[7]

そして南アでは、都市の商工業やサービス業で働くアフリカ人についても、集団地域法（Group Areas Act）や都市地域法（Urban Areas Act）などによって指定居住地にかぎって住まわされたうえ、賃労働に従う以外のあらゆる行為が処罰の対象になっている。[8] パス法（Pass Laws）はアフリカ人の行動を日常的に規制し、アフリカ人である以

上は、逮捕や有罪判決を経験せずに一生を終わることはまずないといわれる。[9] 南アでは日常的に大量のアフリカ人が逮捕され、[10] それが農場監獄（farm prison）を通じて、白人農場で囚人労働者として使われている。そして当局は、囚人の貸出しによって手数料を得ているのである。[11] 南アにおけるこのような暴圧体制は、アフリカ人の民族的反抗を抑圧するためのものであるとともに、彼らを最大限に搾取するためのものである。したがって、賃労働がたとえ形式上は自由な契約のもとに行なわれうるとしても、その内実は多分に強制されたものにならざるをえないのである。

このことは他のアフリカ植民地についても、おしなべていいうることであり、略奪的な労働力調達は植民地労働政策の重要部分をなしてきた。[12] かくして基幹労働力が自給経済の枠外に引出されたが、それは結果としての自給経済の困難化とともに、賃労働を不可欠のものとして彼らの生活の一部に組込ませることになった。

このようにして植民地アフリカにおける賃労働は出現し、帝国主義による他民族支配という基本条件のもとで、それは移動労働制度という形態をとらざるをえなかったのである。

（1）西野照太郎『鎖を断つアフリカ』一六～一八ページ。たとえば南ア金鉱山再建のための中国人苦力五万八千の移入、ウガンダ鉄道建設のためのインド人三万二千人の導入など。

（2）たとえば、南アに導入された中国人苦力の劣悪な待遇が問題とされ、イギリス本国では政権交替が起り、中国人は本国送還された（E. A. Walker, A History of Southern Africa, 3rd ed., 1957, pp. 508-518）。

（3）デビドソン『アフリカの目覚め』二二七ページ以下、二三八、二四二ページ、Kwame Nkrumah, Africa Must Unite, 1963（野間寛二郎訳『アフリカは統一する』理論社、一九六四年）邦訳六四～六八ページ。

(4) J. Woddis, Africa, p. 73（邦訳一一一ページ）。

(5) 本稿次節を参照。

(6) E. S. Sachs, The Anatomy of Apartheid, p. 98ff.

この点ではモザンビークの農民も同様である。すなわち、彼らは地方行政官の命令によって特定作物の栽培を強制され、収穫物は独占的利権会社によって買いたたかれる。そしてこうした農民（約五〇万人）を賃労働者として雇用することは禁止されている。（J. Woddis, op. cit., p. 74,（邦訳七四ページ）を参照）

(7) E. S. Sachs, op. cit., p. 132ff.

(8) 南アフリカでの市民生活を規制する各種の法律とその影響については、E. S. Sachs, ibid., chap. VIII を参照。

(9) パス法の適用の実際については、Report of the Special Committee on the Policies of Apartheid of the Government of the Republic of South Africa, 1963（南アフリカ問題懇話会訳・刊『南アフリカ共和国の現実――南アフリカ共和国のアパルトヘイト政策に関する国連特別委員会報告』一九六四年）邦訳第一分冊六四ページ以下を参照。

(10) 南ア共和国における年間逮捕者数については正確な数字は得られないが、前掲国連特別委員会報告が示すパス法関係の有罪判決だけでも年間四〇万人はどにのぼっているので、逮捕者総数が年間百万人を越えることは確実である。そしてそのほとんどがアフリカ人であるとすれば、全アフリカ人の一〇人に一人は毎年逮捕されていることになる。

(11) E. S. Sachs, op. cit., pp. 111-113.

J. Woddis, op. cit., pp. 75-80（邦訳一一四～一二一ページ）。

農場監獄について、南ア政府はその実態の公表を禁止している。

(12) J. Woddis, op. cit., p. 65（邦訳九九ページ）。

三　移動労働制度の実態

(1)　移動労働制度のアフリカ的諸特徴

前資本制的な生産関係を打破して新たな賃労働者を創出する過程で、自給自足的な農民にたいする土地収奪、現金課税、強制労働が強行され、その結果、端初的には出稼ぎ的な移動労働が賃労働の初期的な形態として発生することはけっして特殊的ではない。しかし、アフリカにおける移動労働は、それが「制度」(system) と呼ばれるまでに政策的に固定化され、維持されているところに最大の特徴があり、そのため他の歴史的経験とは異なると思われるいくつかの重要な特徴をもっている。(1)

第一に、この移動労働の推進主体が、帝国主義的進出をとげたヨーロッパ人資本であるということである。すなわち、アフリカにおける移動労働制度は、帝国主義によるアフリカの政治的・経済的支配の重要な環として形成され、維持されてきているのである。

第二に、したがってそれは原住民指定地政策を重要な基礎にしている。すなわち、アフリカ人の生活を支えない原住民指定地の設定は、そこに住むアフリカ人成人男子を移動労働者として引出すだけではない。原住民指定地における部族共同体的諸関係の温存は、一方では、共同体的相互扶助の慣習を利用して、移動労働者の賃金を単身者の賃金として最低限度に押下げるテコとなり、他方では、族長支配を通じて、帝国主義支配による民族矛盾を隠蔽する手段ともなったのである。

第三に、移動労働制度は、アフリカ人の都市化、脱部族化の阻止と結びついている。すなわち、アフリカ人の挙家

移住は許されず、移動労働に参加できるのは成人男子に限られている。同時にそれは、雇用先である農場、鉱山、都市での労働がもっぱら不熟練の筋肉労働に限られていることにもよっている。

第四に、以上のこととも関連して、アフリカ人賃労働者の階級的定着を防ぎ、彼らの低賃金、不熟練、無権利の状態を固定化しておくために、雇用期間を六カ月ないし一年程度に限り、その後は必ず家郷に帰るように強制していることである。したがって、アフリカ人移動労働者は、その労働生涯の間たえず家郷と雇用地の間を往復することになるが、雇用先はむしろ意図的に変更させられているのである。

第五に、移動労働制度は、基幹労働力の流出の結果、アフリカ人社会における人口の極端な不均衡をつくりだし、それが指定地農業をはじめとするアフリカ人経済の全面的な破綻をもたらすものとなっており、そのことが逆に移動労働の必要を強めることになっている。

第六に、移動労働は一領土内に限られず、国境を越えても多く行なわれる。その際、アフリカ人の旅行はしばしば徒歩によっている。

第七に、国際的な移動労働に関連して、移動労働制度がしばしば当局の重要な財源となってきたことである。したがって移動労働者の確保は当局の重要な課題（国際的義務）となり、ここにも移動労働が実質的な強制労働となりうる必然性があるのである。

（1） J. Woddis, Africa p. 80（邦訳一二四ページ）を参照。

(2) 全大陸的に存在する移動労働

こうした移動労働は全大陸的に存在しているが、その主な目的地はつぎのようである。(1)

① セネガル、ガンビアの落花生農園
② ゴールドコーストの金鉱、ココア農園
③ ナイジェリア農業地帯
④ コンゴ・カタンガ鉱山
⑤ 南ローデシア鉱山地帯
⑥ トランスヴァール（南ア）金鉱地帯
⑦ タンガニーカのサイザル農園
⑧ ケニア農業地帯
⑨ ウガンダ農業地帯

これらの地域で働く移動労働者の数は年に二、三百万人と見られている。[2] しかし、当局の各種の統制をのがれて無許可で移動労働に参加するものが相当におり、また移動労働が一時的、季節的であることからも生ずる大きな労働力プールの存在をも計算にいれると、その数はアフリカ人労働者総数（約一、五〇〇万人）の半数以上にはなるであろう。[3] そしていずれにせよ、アフリカ人の移動労働については、白人の入植がすすみ、鉱物資源が豊富であり、原住民指定地政策のすすんだ地域（南部ついで中央・東アフリカ）ほど大規模になっている。[4]

南アフリカでは、一九世紀末からの鉱山業の発展によって、大量のアフリカ人労働者を必要とするようになったが、この必要を満たすために、一方では域内での原住民政策として、原住民指定地、現金課税、強制労働の政策を実行するとともに、他方では広く南部アフリカ全体にわたる労働力徴募を組織的に行なってきた。[5] そして現在、移動労

働制度は南アにおける労働政策の重要な柱となっており、鉱山でのおよそ四〇万人、白人農場での二〇万人以上、商工業、運輸業での大きくはあるがその割合の不明な労働者が、移動労働者として働いているといわれる。[6] とはいえ、この数字は一定時をとった場合についてであり、その数を保障するものとして、南ア国内に百万人以上、近隣諸地域に百万人、合わせて二百万人以上の労働力プールがあると計算されている。これは指定地における成人男子の半分ほどがつねに指定地外に出ていることを示している。[7]

バストランド、ベチュアナランド、スワジランドの旧イギリス高等弁務官領は、それ自体が南アフリカにとっての原住民指定地といえるものである。これら三地域は現在すでに「独立国」になってはいるが、地理的に南アに包摂されているばかりではなく、経済的にも関税同盟などによって南アに深く従属させられている。バストランドでは、イギリスの支配と族長支配が結びつき、一般農民の大部分がごくわずか（二エーカー以下）の土地しかもたず、一四%の農民は全く土地をもたない。[8] そしてこのような土地不足と人頭税の結果、成人男子の半分はつねに南アに働きに出ている。[9] ベチュアナランドでも、優良地や鉱物地帯のすべてがヨーロッパ人に占領されており、アフリカ人の九〇%が住み全土の六二%にあたる原住民指定地からは、成人男

第2表　南アフリカ：国外からの労働力の流入
(1957.6.30現在)

国名	人数	割合
バストランド	283,938	37 %
モザンビーク	199,524	26
ニアサランド	84,414	11
南北ローデシア	69,066	9
ベチュアナランド	61,392	8
スワジランド	46,044	6
アンゴラ	8,441	1.1
南西アフリカ	6,907	0.9
その他	7,674	1
合計	767,400	100

出所：The Year and Guide to Southern Africa, 1962, p. 116（藤田弘二編『アフリカ経済の諸問題』1964年，322ページ）。

子の三分の一ほどが南アや南ローデシアに働きにでている。[10] また土地の半分以上を白人入植者に占められているスワジランドでは、毎年二万六千人以上のアフリカ人農民が国内や南アの白人のもとで働いており、[11] スワジランドの成人男子の二五～三〇％が南アで働いている。[12]

第3表　ベチュアナランドからの移動労働者

年度	人数
1947	3,300●
1948	14,000※
1949	17,000※
1950	17,500※
1951	17,000※
1952	24,000
1953	23,000
1954	21,000
1955	21,000
1956	15,000

● 南アの鉱山に働きに行った数
※ 南ア連邦に出かけて行った数
出所：J. Woddis, Africa-The Roots of Revolt, p. 84（邦訳126ページ）。

ポルトガル領モザンビークもまた、移動労働者のもっぱらの給源となっている。まず、南アの金鉱山にたいする労働力の供給について、南ア当局とポルトガル当局との間に協定がある。それは一九〇九年に成立し、その後二八年に更新され、さらに四三年に改訂された。それによると、ポルトガル当局は年に一〇万人のアフリカ人を南アに提供し、これにたいして南アの鉱山会社は、労働者一人あたり一ポンド一四シリング六ペンスの手数料を支払う。かくして二二一、五〇〇ポンドがポルトガル人政府の手に入ることになっている。[13] しかし実数はさらに多いうえ、金鉱山以外の分をふくめると、モザンビークから南アに働きに行くアフリカ人の数は、実際にはおそらく二〇万人を越えると見られている。かくして南アの鉱山で働くアフリカ人の三分の一はモザンビーク出身者である。モザンビークはまた、一九一四年以来の南ローデシアとの同様の協定によって、毎年一五、〇〇〇人のアフリカ人労働者を提供する義務を負っている。[14]

そしてニアサランドももっぱらの労働力輸出国である。[15] 一九五四年には、雇用に適した三八万人の成人男子のうち、ほぼ一六万人すなわち四二％が国外で雇用されていた。このうち一〇万人は南ローデシアで、四万人は南アで、

第4表　ニアサランドを出国するアフリカ人にたいする身分証明書発行数

ニアサランドからの出先国	年平均 1946～50	年平均 1951～55	1956年	1957年
南ローデシア	22,853	40,662	50,760	49,248
北ローデシア	1,309	4,145	5,638	6,671
南ア連邦	9,295	10,089	15,516	18,045
その他の諸領	395	619	390	382
総計	33,852	55,515	72,304	72,346

出所：J. Woddis, Africa-The Roots of Revolt, p. 87（邦訳132ページ）。

また一万人は北ローデシアで雇用されていた。第4表は域外への移動労働の一端を示している。[16]

これにたいして、南ローデシアでは、雇用労働者の半数近く（およそ二五万人）が国外からの移動労働者であり、彼らはモザンビーク、ニアサランド、北ローデシアなどから来ている。また北ローデシアでは、雇用労働者の二〇％以上が国外労働者であるが、ほぼ同じ規模の労働力を国外に出している。したがって、国内での移動労働もふくめると、やはり強健な男子の三分の一ないし半分は移動労働に出ていることになる。[17]

同様なことは東アフリカについても指摘される。たとえばウガンダでは、毎年六万人が国外に働きに行き、約一〇万人（ルアンダ、ウルンディ、コンゴから）が働きに来る。ここでは綿繰り工場の雇用者の九〇％、鉱山での四二％、砂糖・木材・サイザル麻企業での二九％が移動労働者である。またタンガニーカについてもこれとほぼ同じ状態が見られる。[18]

さらに西アフリカにおいても、旧イギリス領、旧フランス領の別なく、鉱山での約一〇万人をはじめ、農林業でもとくに収獲期には国内的、国際的な移動労働が数十万人の規模で行なわれている。[19]

かくして、南ア金鉱山地帯の鉱夫の三分の二は国外から来ている。南ローデ

シアの労働力の半分近くも国外労働者であり、ウガンダの労働力の大部分も移動労働者である。またガーナにおける不熟練労働者の約半分は国外からのものであり、ココアの収獲期に雇われる労働者の大部分は移動労働者である。さらにまた北ローデシアのアフリカ人鉱山労働者の四分の一は域外から来ている。つまりアフリカ大陸における大量の鉱山労働者の主要な部分は移動労働者である。[20]

したがって、この逆の方向も顕著である。すなわち、バストランドの強健な男子の半分以上がそこを離れており、ベチュアナランドやスワジランドでは成人男子の二五～三〇％が国をあけている。またニアサランドの雇用に適するものの四〇％が国外で職についており、南部モザンビークの成人男子の四〇％以上も域外でヨーロッパ人のために働いている。そしてさらに、それぞれの国境内における農村から白人支配下への大きな流れがある。[21]

こうした広範な移動労働の存在は、アフリカ諸国の「独立」にもかかわらず、依然としてその重要性を失っていないのである。

(1) 西野照太郎『鎖を断つアフリカ』二三ページ、『産業貿易研究』第一四号、八三ページ。

(2) 西野、前掲書、二二ページ。

(3) 後にみるように、アフリカ人都市人口はいまだ大きくなく、また農村でのアフリカ人男子の不在率がきわめて高いことなどからみて、こうした推定は妥当であろう。

(4) 後出第5表を参照。

(5) 南アフリカでは、一八八七年にはじめて鉱山会議所が設立され、そのもとで一九〇一年にはウィットウォタスランド原住

民労働協会（WNLA）、一二年には原住民徴募会社（NRC）が組織された。前者はポルトガル領東アフリカ、南北ローデシア、ニアサランドで活動し、後者は南ア連邦内とイギリス高等弁務官領（バストランド、ベチュアナランド、スワジランド）で活動した（E. S. Sachs, The Anatomy of Apartheid, pp. 136-137）。そして労働力の徴募とその各企業への配分を独占的に行なうこれらのトラストは、南部アフリカに二百にのぼる徴募組織網をひろげている（P・ゲルトワ「南アフリカ連邦への鉱山労働力移動」七八ページ）。また南アの金鉱山ではすでに一八九四年には四万人、九九年には一〇万人近くのアフリカ人鉱山労働者がいた（G. V. Doxey, The Industrial Colour Bar in South Africa, 1961, p. 51）。

(6) D. H. Houghton, The South African Economy, p. 87.

(7) Ibid., p. 85.

(8) 岩波講座『現代』別巻1、三九七ページ。

(9) J. Woddis, Africa, p. 84（邦訳一二七ページ）。

(10) 岩波講座『現代』別巻1、三九五ページ。

(11) 同前、三九六ページ。

(12) J. Woddis, op. cit., p. 84（邦訳一二七ページ）。

(13) E. S. Sachs, op. cit., p. 137. この労働力供給にはさらに付帯条件がついている。すなわち、労働力輸入の代償として南ア政府は、ヨハネスブルグ地方への海外からの輸入の四七・五％をモザンビークのローレンソマルケス港で荷揚げすること、年間三四万箱のシトロンをモザンビークから輸入することである。またポルトガル植民地当局は、収税吏を南アに駐在させ、輸出された労働者にたいする賃金を受取って、彼らが帰国してから支払うことになっている。これによって当局は、移動労働者の掌握ができるとともに、多額の運用資金を利用することができるのである。なおモザンビークにおいては、南緯二二度以内が南アへの独占的な労働力供給地となっている。

(14) 川端正久「ポルトガル植民地主義の経済的側面――強制労働と同化政策を中心として」（アジア・アフリカ研究所『アジア・アフリカ研究』一九六六年五月号所収）五〇～五一ページ、
P・ダルトワ「南アフリカ連邦への鉱山労働力移動」七八ページ、
エンクルマ『アフリカは統一する』五六～六六ページ、
ガンサー『アフリカの内幕』II、一二六～一二七ページ、
エム・イ・ブラギンスキー「アフリカ植民地諸国における労働者階級の状態と労働組合運動について」（『現代アフリカの政治と経済』所収）三〇六ページ。

(15) 一九五三年から一〇年間存続した中央アフリカ連邦（ローデシア・ニアサランド連邦）は、黒い労働力（ニアサランド）と黄色い鉱物（北ローデシア）と白い資本（南ローデシア）の結合といわれ、南ローデシアの白人資本による政治的・経済的支配を目指すものであった。

(16)・(17)・(18) J. Woddis, op. cit., pp. 86-89（邦訳一二九～一三五ページ）を参照。

(19) J. Woddis, ibid., p. 89（邦訳一三四ページ）、
藤田弘二編『アフリカ経済の諸問題』（アジア経済研究所、一九六四年）二四六ページ。

(20)・(21) J. Woddis, op. cit., p. 104（邦訳一五八～一五九ページ）。

四　アフリカ人労働者の状態

以上、アフリカにおける移動労働制度の成立要因と実態について見てきたのであるが、以下では、この移動労働制度とアフリカ人労働者の状態との関係、つまり移動労働制度がアフリカ人労働者の状態をいかに規定しているかにつ

第5表　アフリカにおける人的資源と雇用

	潜在的な人的資源			雇用総数	(b)/(a) %
	男子	女子	計 (a)	(b)	
西アフリカ	13,180,979	15,314,533	28,495,512	571,836	2
中央アフリカ	5,798,625	5,914,001	11,733,477	913,120	5.23
東アフリカ	6,873,075	7,960,002	15,050,853	1,108,172	7.36
南アフリカ	3,355,284	3,343,410	6,703,294	5,849,125	87.26
計	29,207,963	32,531,946	61,983,136	8,142,253	13.14

出所：J. Woddis, Africa-The Roots of Revolt, p. 115（邦訳174ページ）。

いて考えることにする。

(1)　賃労働の性格

アフリカにおける賃労働者数については、一応これを一、五〇〇万人としてきた。しかし、移動労働の広範な存在によって明らかなように、彼らの多くは賃労働参加者であると同時に農民でもありうること、また一応は都市に定着した労働者についてもその多くの場合に帰還しうる農村（共同体）をもっていることが考慮されねばならない。したがって、賃労働者の範囲と規模を確定することはきわめて困難である。

アフリカ人が賃労働に参加する程度は、白人入植の程度に比例し、南アフリカが圧倒的に高く、ついで東アフリカ、中央アフリカ、西アフリカの順になっている（第5表）。またこれを各国別の男子についてみたのが第6表である。ここで雇用労働者の比率の高い地域については、国内産業の発展よりも、むしろ移動労働にその根拠を求めるべきであろう。さらに第7表について見れば、一般に賃金労働、賃金所得の割合が大きい地域ほど移動労働への依存度が高いことを示しているといえよう。

そしてアフリカ人賃労働者の部門別分布をみると、第8表のようである。この表では、大きな数になると思われる農業労働者が扱われていない

第6表　**雇用労働者の数**（1955年）

国名	男子就業者 (a)	雇用労働者 数 (b)	(b)/(a) %
アンゴラ	1,036,750	400,921	38.6
ベルギー領コンゴ	3,140,500	1,206,043	38.3
仏領赤道アフリカ	1,166,250	154,754	13.2
仏領西アフリカ	4,666,000	372,500	7.9
ガンビア	71,250	4,823	6.7
ケニア	1,453,750	434,577	29.9
マダガスカル	1,194,000	247,562	26.7
モザンビーク	1,507,500	542,746	36.0
ナイジェリア	7,813,500	319,755	40.0
北ローデシア	521,250	252,937	48.4
ニアサランド	640,000	289,123	45.1
ルアンダ・ウルンディ	1,090,500	232,767	21.3
シェラ・レオネ	512,500	41,619	8.1
南ローデシア	600,000	267,286	44.5
タンガニーカ	2,051,250	389,220	18.9
ウガンダ	1,325,000	225,453	17.0

出所：African Labour Survey, International Labour Office, Geneva, 1958, p. 666（『現代アフリカの政治と経済』302ページ）。

第7表

国名	アフリカ人労働力の使用区分（11才以上の男子） 商品生産 アフリカ人経済	賃金労働	計	自給経済	アフリカ人住民の現金所得 総所得（100万ドル）	賃金所得の割合	その他の所得の割合
ナイジェリア（1950～51年度）	39%	4%	43%	57%	627	10%	90%
ゴールド・コースト（1956年度）	64	15	79	21	226	8	92
ウガンダ（1948～50年）	29	12	41	59	108	24	76
タンガニーカ（1952年）	18	19	37	63			
南ローデシア（1950年）	9	40	49	51	78	89	11
ケニア（1947～50年）	5	25	30	70	50	74	26
熱帯アフリカ全体	27	13	40	60			
北ローデシア（1952年）					45	95	5

出所：UN, Enlargement of the Exchange Economy in Tropical Africa, 1954（藤田弘二編『アフリカ経済の諸問題』136～137ページ）。

こと、また比較的大きな比率を占める製造業も南ア連邦という例外的な存在に大きく依存したものであること、などに注意しなければならない。そのうえで第一に明らかなことは、召使いその他のサービス業が全体の約三〇%を占めていることであり、しかもそれが主要な白人入植地である南ア連邦、南ローデシア、ベルギー領コンゴなどで大きな数になっていることである。第二に重要なのは採取産業であり、おそらくは鉱業であろう。これはそもそも鉱物資源がヨーロッパ人進出の一つの目標であった以上当然であろう。したがってこの鉱業に関連して運輸業や商業が重要になり、さらにそれらのための建築業、建設業が重要になった。また関連工業も建設され、植民地統治の拡大につれて政府機関も拡充された。第8表にみるこうした労働力の配分は、植民地経済の特徴を示しているといえよう。

しかし植民地経済の一方の柱は農業である。第9表では農林業が全体のほぼ三分の一を占めており、それを個別領土についてみれば、タンガニーカ五二%、ケニア四二%、南ローデシア三九%などとなっており、きわめて高い比率を示している。また工業労働者は全体の約一〇%であるが、地域的な偏りがみられる。工業は全体として農・鉱業の補助的産業という性格をもつものであり、おおむね軽工業である。そしてここでも鉱業は工業よりも重要である。

このように、アフリカ人賃労働者のうち、鉱業や農業、さらに召使・サービス業その他の補助的な職業に従事する割合がきわめて大きいということは、彼らが基本的には植民地的な労働者であることを示しており、彼らの主要な部分が移動労働者であることと照応している。

またすでに述べたように、移動労働制度は、アフリカ人の都市化、脱部族化、近代的プロレタリアート化を阻止するという狙いをもっていた。アフリカ人の都市化に関する数字はこのことを示している。すなわち、サハラ以南のアフリカについて、ヨーロッパ人（約四〇〇万人）の七五%と、アジア人とアラブ人（合わせて約七〇万人）の七〇%

主要職業に従事するアフリカ人賃金取得者の分布

製造業	建築業および建設業	運輸業	商業	召使およびその他のサーヴィス業	政府機関	計
30,779	42,670	33,134	51,210	21,123	107,626	298,961
12 1 88	22,089	14,292	12,626	15,329	16,800	113,657
—	10,963	5,004	4,962	2,688	11,162	39,680
11,776	44,700	18,511	23,498	18,328	33,352	191,202
17,923	35,392	42,335	20,579	13,129	53,181	240,227
167,312	128,915	84,468	77,399	318,741	—	880,353
—	—	—	—	—	—	21,809
29,866	—	—	—	—	—	34,891
25,312	11,138	7,677	16,900	36,997	55,343	166,287
55,729	48,971	17,813	—	131,033	—	317,351
18,650	25,500	8,150	6,810	73,820	37,450	216,480
1,400	4,300	5,800	1,800	3,200	19,100	35,600
24,414	45,448	7,625	6,245	28,486	48,408	168,548
19,669	16,373	34,262	11,428	50,946	76,334	214,465
42,754	19,411	34,355	22,080	44,274	103,709	272,031
436,029	107,593	98,367	109,600	830,900	—	2,074,389
893,801	563,463	401,793	365,137	1,588,994	562,465	5,285,931

出所：UN, World Social Situation, 1957 (J. Woddis, Africa-The Roots of Revolt, p. 118, 邦訳178ページ)。

主要就業部門別アフリカ人労働力の雇用 (1)　　単位＝1000人

鉱業・採石業	他の就業部門								総計
	電力生産	建築・建設	工業	商業	運輸	召使・サービス業	官公庁	雑	計	
113.8	—	84.8	134.9	62.1	62.1	—	—	255.5	609.4	962.0
27.1	—	17.1 (2)	14.2	9.1	5.6	8.2	44.4	0.7	99.3	192.7 (3)
4.1	—	—	41.1	39.9	18.4	—	50.8	28.9	179.2	244.3
44.3	1.7	33.7	10.1	19.2	15.2	9.7	30.5	—	120.0	183.3 (4)
8.3	1.4	16.3	34.7	19.3	5.2	—	95.1	38.5 (6)	210.5	420.8
70.6	0.8	—	10.0	—	28.7	—	92.1	—	131.9	257.5
37.0	—	—	21.0	—	3.9	32.0	9.7	36.0	102.6	172.0 (7)
59.5	3.7	43.0	52.0	19.0	10.0	93.0		0.8	221.5	458.0 (8)
18.3	—	45.0	28.4	19.9	24.1	51.1	31.2	—	200.2	455.4
5.8	—	34.5	24.4	2.5	6.4	7.2	39.3	—	132.2	171.2 (9)
389.4	7.6	274.4	370.8	191.0	179.6	108.2	393.1	360.4	2,006.8	3.518.2
						93.0				

注 (1) 治外法権所有の労働者を含む。
(2) 建築および公共事業。
(3) 3,200人のヨーロッパ人を含む。
(4) 内7万7375人は政府，10万6963人は民間企業家によって雇用されていた。
(5) 漁業を含む。
(6) 召使を含む。
(7) 他の諸領土からの3万6000人の出稼移民を含む。
(8) 他の諸領土からの25万3000人の出稼移民を含む。
(9) 季節的雇用だけの綿繰り業に雇用された1万8000人のアフリカ人を含む。

出所：UN, Enlargement of Exchange Economy of Tropical Africa, 1954, p. 24 (J. Woddis, Africa-The Roots of Revolt, p. 120, 邦訳180ページ)。

第8表

関係領土および年度	採取産業
仏領西アフリカ……1954	12,419
仏領赤道アフリカ……1953	20,333
シェラ・レオネ……1954	4,901
ゴールド・コースト……1952	41,037
ナイジェリア……1952	57,688
ベルギー領コンゴ……1954	103,518
アンゴラ……1953	21,809
モザンビク……1953	5,025
マダガスカル……1953	12,920
南ローデシア……1951	63,805
北ローデシア……1953	46,100
ニヤサランド……1953	—
ウガンダ……1954	7,922
タンガニイカ……1954	15,453
ケニヤ……1954	5,448
南ア連邦…… —	491,900
計	910,278

第9表

国名	年度	農業	林業
ベルギー領コンゴ	1950	238.8	
仏領赤道アフリカ	1950	44.3	22.1
仏領西アフリカ	1947	50.0	10.4
ゴールド・コースト	1950	20.0	
ケニヤ	1950	201.9 (5)	
ナイジェリア	1957	55.0	—
北ローデシア	1949	32.4	—
南ローデシア	1950	177.0	—
タンガニイカ	1951	232.7	4.4 (5)
ウガンダ	1950	29.5	3.6 (5)
計		1,122.0	

が都市住民であるのにたいし、アフリカ人の都市化率はわずかに四%弱（約六〇〇万人）にすぎない。非アフリカ人の都市化率は欧米諸国よりも高く、一方アフリカ人の極端に低い都市化率は他の地域には見られないものである。アフリカ人の都市人口が少なく、またそれがアフリカ人賃労働者数よりも圧倒的に少ないということは、アフリカ経済の植民地的性格を示している。しかもアフリカの拡大しつつある多くの都市は、いわゆる工業都市ではなく、商業、交通、行政などの機能をになうものである。(1) したがって、都市労働者もふくめて、アフリカ人賃労働者の性格は、一層植民地的なものとならざるをえないのである。

移動労働制度がいまだに重要な意義をもっているアフリカの賃労働は、このようにきわめて植民地的なのである。

（1）J. Woddis, Africa, pp. 126-127（邦訳一八七～一九〇ページ）参照。

(2) 低賃金、不熟練、無権利

移動労働制度は、アフリカ人労働者の低賃金、不熟練、無権利を規定するものである。すなわち、移動労働制度は、雇用期間を半年ないし一年に限り、つねに新しい労働者と置換するという強制された高い労働力異動（labour turnover）を前提とし、またアフリカ人移動労働者の背後に原住民指定地（農村居住地）の存在を前提しているのである。原住民指定地の存在は、成人男子の移動労働者にたいして、単身者としての極端な低賃金を強制することを容易にし、また雇用地での住宅施設をはじめとする厚生施設を切りつめ、移動労働者にたいするあらゆる保障をその家族やアフリカ人共同体に転嫁するのを容易にした。また高い労働力異動は、労資双方にとって、あらゆる意味でアフリカ人移動労働者の熟練獲得の意義を失わせ、それが不熟練の固定化と労働者の自由な代替、低賃金の固定化をも可能にしている。さらにアフリカ人労働者の不熟練については、植民地主義的愚民政策によるアフリカ人にたいする一般普通教育の拒否、職業技術教育の拒否、熟練職への雇用拒否という事情も大きく作用している。また高い労働力異動をともなう移動労働は、アフリカ人労働者の組織化とこうした状態を改善するための活動を著しく困難にしているし、他方で人種差別的な労働法規は、彼らの団結権、団交権、ストライキ権を否定し、労働者としてのあらゆる権利を拒否してきたのである。

かくして、「アフリカ人労働者は、通常イギリスの労働者の一時間分以下の賃金を、一日の労働で得ているのである。アフリカ人労働者が普通一年で得る賃金は、イギリスの普通の労働者が一月で得る賃金と等しいのである。」[1] このように人種間に大きな賃金格差があり、それは普通一〇倍以上の差となっている。たとえば白人人口のもっとも多

第10表　人種間の賃金格差

a　北ローデシアの1時間給

職種	アフリカ人	ヨーロッパ人
	ペンス	ペンス
石工	15.5	132
組立工	10.5	132
セメント工	15.5	132
大工	15.5	132
塗装工	10.5	120
水道工夫	15.5	132
電工夫	12.0	126

出所：African Labour Survey, p. 684（『現代アフリカの政治と経済』309ページ）。

b　年あたり平均賃金（1958年）

	アフリカ人	ヨーロッパ人
	ポンド	ポンド
南ローデシア	80	995
北ローデシア	99	1,273
ニアサランド	46	889

出所：『現代アフリカの政治と経済』281ページ。

い南ア連邦についてみても、鉱業ではおよそ一対一五、製造業では一対八の人種間賃金格差が存在している。[2]

さらにアフリカ人労働者の賃金は、一般にはほとんど上昇しないのが特徴となっている。これは明らかに移動労働制度の結果である。はげしい労働力異動、不熟練の固定化、無権利状態という条件のもとでは、賃金の停滞は当然であり、長期的には物価上昇などによって、実質賃金の低下さえ生じている。たとえば南ア連邦では、鉱業での実質賃金が、一九三五年から六〇年の間に、白人については一三〇%に上昇したのにたいし、非白人については九七%に低下した。また同じく民間製造業の場合には、白人については一四四%に上昇したが、アフリカ人については一三三%の上昇であった。[3] またシェラレオネの労働者の実質賃金は、一九四九年を一〇〇として、五四年には八七に低下しており、ガーナの場合は、一九四一年から四七年までに八四に低下した。[4] このような事態が生ずるのは、人種間で名目的な賃金上昇に差があるだけでなく、アフリカ人用生活物資（食糧など）の急速な価格上昇が引きおこされたためである。

ところで、こうした賃金格差を正当化するものとして、人種間の熟練度格差や就業職種のちがいがあげられる。しかしこれこそは植民地政策のなかで意識的につくり出された障壁にほかならないのである。人種差別がもっともはげ

第11表　人種別・熟練度別に責た産業労働者の割合（%）（南アフリカ，1951年）

	熟　練	半熟練	不熟練
ヨーロッパ人	85	30	1
アフリカ人	5	40	85
カラード，アジア人	10	30	14
合　計	100	100	100

出所：Van den Berghe, South Africa, A Study in Confrict, 1965, p. 306.

第12表　手労働についての人種別熟練度（南ア，%）

白　人

	1947	1950	1955	1956
熟　練	81.4	82.5	86.1	86.4
半熟練	16.5	15.5	12.7	12.5
不熟練	2.1	2.0	1.2	1.1
合　計	100.0	100.0	100.0	100.0

アフリカ人

	1947	1950	1955	1956
熟　練	4.1	4.2	4.6	5.2
半熟練	12.7	12.2	15.4	15.0
不熟練	83.2	83.6	80.0	79.8
合　計	100.0	100.0	100.0	100.0

カラード

	1947	1950	1955	1956
熟　練	14.5	15.2	18.1	19.2
半熟練	30.7	29.8	30.9	30.1
不熟練	54.8	55.0	51.0	50.7
合　計	100.0	100.0	100.0	100.0

アジア人

	1947	1950	1955	1956
熟　練	31.9	33.0	37.4	38.6
半熟練	32.2	31.4	30.9	30.2
不熟練	35.9	35.6	31.7	31.2
合　計	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：Ibid., p. 307.

第13表　南ア大都市地域における不熟練労働者の平均週給

	政府サービス		南ア鉄道・港湾	
	シリング	ペンス	シリング	ペンス
ヨーロッパ人	45	7	50	1
原住民	20	1	21	10
アジア人	24	0	24	5
カラード	30	2	33	5

出所：E. S. Sachs, The Anatomy of Apartheid, p. 176.

第14表　教師の俸給（南ア）

	初任給（平均）年あたりポンド	最高給（平均）年あたりポンド
ヨーロッパ人	375～400	750
有色人	255～340	600
原住民	210	390

出所：Ibid., p. 178.

（注）南アでは1950年の住民登録法（Population Registration Act）によって，人種別に登録されている。
カラードは白人と他人種との混血，
有色人はカラードとアジア人の総称，
原住民はアフリカ人（バンツー）である。

しく、移動労働がもっとも大規模な南アフリカでは、人種別にみた労働者の熟練度にはっきりした格差が見られる（第一一、一二表）。これは産業調停法(Industrial Conciliation Act) などの人種差別立法によって、熟練職種がことごとく白人用に留保され（いわゆる職種留保＝job rererervation）[5]、また見習工法(Apprenticeship Act) などによってアフリカ人にたいする職業技術訓練にきびしい規制を行なっていることの結果を示しているが[6]、この熟練度別の割合に人種別人口の割合（第一表参照）を加味すると、南アにおける人種差別は一層明らかであろう。そしてさらに、同一資格（学歴

や実習期間）の場合にも人種別に賃金が設定されていることも重要な事実である（第一三、一四表）。

こうした状態は、アフリカにおいてはほとんど共通なものである。そしてこの状態を制度的に保障する土地法や労働立法は、本質的には人種差別立法であり、治安立法なのである。それによってアフリカ人労働者は、賃労働者でありながら、法的には被用者の範ちゅうからはずされることによって、一切の労働基本権を否定され、また労働者として受けるべき一切の保護を与えられずにきたし、アフリカ人は治安の対象として、基本的人権を否定されてきたのである。そしてアフリカ人の無権利状態は、彼らにたいする民族的抑圧がつづいている以上、さけられないものであった。

かくして、アフリカ人労働者の低賃金、不熟練、無権利の状態は、相互に関連しあう一体のものとして存在している。それは移動労働制度の当然の結果であり、また移動労働制度を維持している現在の政治・経済制度の当然の結果である。

（1）J. Woddis, Africa, pp. 185-186（邦訳二七三ページ）。

（2）D. H. Houghton, The South African Economy, p. 238 より算出。

（3）同前。

ここで製造業関係の賃金がアフリカ人についても上昇しているのは、この間に製造業労働者が総数で二〇万人から八〇万人に増え、そのうちアフリカ人については九万人から四五万人へと五倍に増えたことの結果と見られる。この間鉱業労働者は全体で四〇万人から六〇万人へと五〇%だけ増えている（南アの労働者数については、藤田弘三編『アフリカ経済の諸問題』三〇一ページを参照）。また、南アの鉱業がアフリカ人の移動労働に圧倒的に依拠していることも、アフリカ人鉱山労働者の賃金停滞の重要な要因であることが改めて理解されよう。

(4) J. Woddis, op. cit., p. 186（邦訳二七四ページ）。

(5) 最近の職種留保の例については、前掲国連特別委員会報告、第一分冊六五～九〇ページ、また藤田弘二編『アフリカ経済の諸問題』三一七～三二〇ページを参照。

(6) こうした人種差別的労働立法については、藤田編、前掲書、三〇六～三一六ページを参照。

五　アフリカ諸国の「独立」と移動労働制度

一九六〇年は「アフリカの年」であった。ながい間「暗黒大陸」としてヨーロッパ諸国の植民地であったアフリカは、つぎつぎに「独立」をかちとり、数年にしてその面貌を一新してしまった。これは第二次世界大戦後の民族解放運動の歴史的な発展の一環として大きな意義をもっている。しかし、独立後のアフリカの動きはきわめて複雑であり、独立がすべての問題を解決したわけではないことはいうまでもない。とくに欧米帝国主義による新植民地主義的な支配維持とたたかって、国家主権を確立し、自立した民族経済を建設するという意味での真の民族独立を実現することは、なお長期の困難な課題である。(1)

にもかかわらず、一連のアフリカ諸国の独立は、アフリカ人の生活に種々の変化を与えていることももちろんである。それは当然、移動労働制度とそれに関連した諸問題にも及んでいる。

そもそも移動労働制度は、アフリカにたいする支配政策の一環として形成され、維持されてきたはずのものであった。しかし同時に、この制度の大規模な採用が、アフリカ諸国の独立の内的条件をつくり出したという事実も指摘されねばならない。すなわち、まず、移動労働制度にとって必要な要因であった原住民指定地と部族共同体が、その本来の

機能を失ない、解体しつつあることである。つまり、原住民指定地への追いたてがきびしかったところほど、指定地内で土地や家畜をもたない者の割合が大きくなり、流入者が多いほど部族共同体としての指定地の性格を不安定にしているのである。この結果、共同体的相互扶助の建前は遵守が困難になっている。また農村地域にも広がりつつある貨幣経済は、部族共同体的諸関係を掘りくずし、族長による土地の私有地化や、土地の売買や貸借など新しい資本主義的な経済諸関係が広がりつつある。(2) そしてこの過程でアフリカ人農民の分解が現われ、一部は脱農化して都市化する傾向を強めている。こうして都市化したアフリカ人がその部族的所属によって統括されえないのは当然である。なぜなら、都市生活においては部族語は共通語たりえず、部族共同体的諸関係ではなくより資本主義的な貨幣経済が全生活を支配しているからである。ここにおいて彼らは部族の枠をこえた共通性、アフリカ人であることの共通性によって結ばれ、部族主義にかわる民族主義を自覚するようになった。そして彼らが都市労働者として劣悪な条件のもとで働くなかで、民族主義はさらに階級的な観点を注入されることになった。こうして、アフリカの解放運動において、アフリカ人労働者はもっとも大きな役割を果すことになったのである。(3)

移動労働制度はまた、本来アフリカ人の都市化、脱部族化の阻止を狙いとしていたはずであった。しかしこの点でも完全な成功はありえなかった。すなわち、移動労働制度は、農村地域における部族共同体の維持に一定の効果を示しながらも、雇用現場においてはむしろそれを破壊してしまう結果となったのである。雇用現場では、さまざまな種族に属する移動労働者が共同のるつぼに引入れられることによって、彼らの種族的偏狭さ（言語、慣習など）が打ち破られ、その結果、新しい民族意識の形成とその全大陸的な伝播が促されることになったのである。

こうして移動労働制度は、その意図するところとは別に、民族解放運動のための条件を生み出したのである。それ

は移動労働制度のもつ本質的な矛盾の現われである。

そして独立した民族国家による旧宗主国の留保地の回復とアフリカ人農民への分配も一部に行なわれており、[4] また独立後の国家的・民族的統一をめざす政策のなかで、部族制度の解体もすすめられている。[5] さらに植民地的後進性の脱却という目的もふくめて、民族産業の育成や普通教育、職業訓練の普及の努力が行なわれている。またそのなかで都市人口の増大と都市に定着した労働者の増大がすすんでいる。こうして独立後のアフリカにおいては、全体として移動労働制度を廃止する方向にすすんでいるかのようである。

にもかかわらず、移動労働制度はいまだにその意義を失ってはいないのである。なぜなら、それを維持しようとする力は、アフリカ諸国の独立によっても、必ずしも弱まっていないのである。すなわち、まず移動労働制度の推進主体であったヨーロッパ系資本はその地位を失ってはいないのである。[6] 南アフリカは、ヨーロッパ人の支配する国家として、この制度の推進を労働政策の一つの重点としている。それはすでに見たように、南ア国内だけでなく、広く南部アフリカや中央アフリカ全体に重大な影響をもっている。また中央アフリカや東アフリカに残るヨーロッパ系資本もまた、移動労働者にたいする依存をやめていない。

そしてそれは西アフリカについても同様である。ここではヨーロッパ系資本とともに、アフリカ人農業ブルジョアジーが成長している。そして彼らのプランテーション経営においても、やはり低賃金の移動労働者の手労働に依存する結果となっているのである。

したがって、現在のアフリカにおいて依然として基本的である鉱業と農業で、移動労働制度は不変の地位を占めており、全体としていまだその重要性を失っていないのである。

そしてこの移動労働制度の根深かさの根拠は、さらにアフリカ人農民の貧困にも求められねばならない。すなわち、商品経済に一層深くまきこまれつつある農村社会の貧困化は、自らを移動労働者の広大な給源とせざるをえなくしているのである。さらに都市においても、労働者が家族をともなって定着するのを妨げるほどの低賃金が、農村に劣らぬ都市の貧困を規定し、都市労働者の移動労働者的性格を強めさせている。

したがって、移動労働制度の克服のためには、その推進主体としての外国資本の支配の打破とその一環としての南部アフリカの民族的（政治的）解放が必要であり、同時に農村における土地改革とそれによる農民の生産力の解放が実現されねばならず、総じて自立的な民族経済を建設しなければならない。そして問題は、それを実現する主体的勢力と条件である。

アフリカにおける階級関係[7]は多分に未分化である。それは六〇年の「アフリカの年」を実現する過程で、それを指導したのが階級政党ではなくいわゆる「民族主義政党」であったということによっても示されている。しかし独立後のアフリカにおいては、新たな階級編成がすすみ、民族主義政党の変質、新しい階級政党の分立、形成がすすみつつある。

そしてこのなかでブルジョアジーの二面性が明らかになりつつある。そもそも彼らは、西アフリカを中心に、第二次世界大戦期における宗主国の支配の弛緩のなかで生まれてきた。また戦後期には、民族解放運動への対応として族長層のブルジョア化がはかられ、アフリカ社会の資本主義化のテコとなってきた。そして「独立」後の政権が彼らに委ねられ、そのなかから彼らの官僚化＝買弁化の傾向を生み出している。彼らは外国資本にくらべて圧倒的に弱く、その意味から民族的反発を示しながらも、自らも移動労働制度に依拠しうるような力量をそなえつつある。したがっ

て、もっぱら彼らに依拠することによって民族的課題を達成しようとすることは不可能であり、彼ら自身そのためのプログラムをもってはいないのである。

したがって、いずれにせよ労働者、農民の成長如何が決定的に重要であり、彼らは人口の圧倒的部分を占めている。一方の若い労働者階級はいまだ農民の分身的性格をつよくもっており、それは移動労働制度とアフリカの奇形的な資本主義化のなかで生み出されたものである。そして彼らの状態の改善と諸問題の根本的解決のためには、とくに労働組合運動の発展、強化とそれを指導すべき階級的政党の形成、発展が不可欠である。それはアフリカの現実から出発して、なお長期の困難な課題であるが、労働者階級の着実な増大、階級的政党の萌芽など、徐々にその条件を準備しつつあることはたしかである。(8)

したがってまた、アフリカの特殊性や今日の歴史的諸条件を強調するあまり、アフリカの将来について、その「民族民主国家」的な発展、あるいは「非資本主義的発展」の可能性(9)をことさらに強調するのは、きわめて危険であり、誤りであろう。「独立」後のアフリカの現実は明らかにこの主張を否定するものである。

かくして移動労働制度は、われわれが今日見るアフリカの「独立」によってのみで解消するものではなく、アフリカの植民地的経済構造の打破をもふくめた真の政治的・経済的自立を通じて、はじめて克服されうる問題なのである。

(1) 新植民地主義とアフリカの当面する諸問題については、とりあえず以下を参照。
岡倉古志郎他（編著）『新植民地主義』（岩波書店、一九六四年）Ⅱ（各論、ＡＡＬＡにおける新植民地主義の実態）3
「アフリカ」など、

『植民地の独立』（岩波講座『現代』第四巻、一九六三年）II（現状と課題）4「アフリカ（サハラ以南）」など、寺本光朗「アフリカにおける民族形成」（アジア・アフリカ講座I『AALAと新植民地主義』所収、勁草書房、一九六四年）、

同前「アフリカ革命の現段階」（同前講座V『AAの現状と日本』所収、一九六七年）。

（2）第二次世界大戦後、とくに西アフリカでこの傾向が著しく、土地の私有が拡がりつつある。

（3）アフリカの解放運動にとってアフリカ人労働運動が果した重要な役割については、J. Woddis, Africa-The Lion Awakes, 1961（アジア・アフリカ研究所訳『続アフリカ——獅子はめざめる』法政大学出版局、一九六五年）chap. II など参照。

（4）たとえばケニアなど。しかし実施の内容はきわめて部分的なものである。

（5）たとえばガーナ、ギニアなど。

（6）ザンビアの銅山国有化が行なわれる一方で、高利潤を求める欧米独占資本の進出、とくに旧宗主国以外の国（アメリカ、西ドイツ、日本など）の進出が強まり、アフリカ諸国の経済的従属はむしろ強まってさえいる。

（7）アフリカの諸階級については、J. Woddis, Africa-The Roots of Revolt, chap. IX,

テアルノ・アマト「熱帯アフリカ諸国の階級構造」（『平和と社会主義の諸問題』一九六六年二月号所収）、

オッセンディ・アファナ「西アフリカにおける階級構成について」（『アジア・アフリカ研究』一九六四年三月号所収）、

『植民地の独立』一八五～一九〇ページ、などを参照。

（8）ジャック・ウォディス「解放闘争における労働者と農民」（『世界政治資料』第三二三号所収）を参照。

（9）ポノマリョフ「民族民主国家について」（『世界政治資料』第一二七号所収）、

ヴュ・ゲ・ソロドフニコフ「アフリカにおける非資本主義的発展の道」（同前、第三二三号所収）、など。